

岡山県環境保健センターにおける適正な調査研究活動の保持及び不正行為防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、岡山県環境保健センター（以下「当センター」という。）が、当センターに所属する職員及び当センターの業務に専ら従事する者（以下「当センターの職員等」という。）による業務上の研究倫理規範を確立するとともに、研究倫理に背く特定の不正行為（以下「特定不正行為」という。）を防止し、特定不正行為が行われ、又はそのおそれがあるときに、迅速かつ適正に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「特定不正行為」とは、故意又は研究職員としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、研究論文等に発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用をいう。

- (1)「ねつ造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (2)「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (3)「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

(責任者)

第3条 当センターに研究倫理統括責任者を置き、所長をもって充てる。

2 当センターに不正行為対応責任者を置き、事務次長をもって充てる。

3 当センターに研究倫理教育責任者を置き、技術次長をもって充てる。

4 当センターに研究倫理責任者を置き、部科長等（企画情報室長を含む。以下同じ。）をもって充てる。

5 研究倫理統括責任者は、研究倫理教育責任者及び研究倫理責任者を通じて、次に掲げる研究及び調査上の不正防止に向けた取り組みを実施するとともに、その実施状況等を把握し、必要と認めた場合は部科長等に改善を求める他、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 研究倫理教育
- (2) 職員等の研究倫理に関する意識状況の調査
- (3) 当センター等が定める研究管理及び研究成果発表に関する手続きの適切な履行
- (4) その他、研究倫理統括責任者が必要とする事項

6 研究倫理統括責任者に事故があるとき又は欠けたときは所長の職務代行者がその職務を行う。

7 研究倫理統括責任者は、不正行為対応責任者、研究倫理教育責任者及び研究倫理責任者に事故があるとき又は欠けたときは適任者を指名し、その職務を行わせる。

(教育)

第4条 研究倫理教育責任者は、研究倫理責任者と連携して職員等を対象に、研究倫理の確立や自浄作用の醸成、研究活動及び研究成果の適切な確認に資するため、研究倫理教育(当センターが行う研究倫理規範の修得及び研究倫理の向上を目的とした教育をいう。)を実施する。

(所長の責務)

第5条 所長は、当センターにおける研究上の不正を防止する研究環境を整え、その維持のため、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 人事を含め、当センターを公正に運営すること
- (2) 当センターにおいて、研究論文等に疑義が生じた場合は、その調査が適正に行われるよう、必要に応じて職員等を管理・指導すること
- (3) 部科長等に対し、公正な研究活動や科室のマネージメントについて管理・指導すること
- (4) 研究倫理教育責任者と連携して、当センターにおいて研究上の不正防止の取り組みが確実に履行されるよう職員等を教育し、周知を図ること
- (5) 所属する職員等に対する研究倫理に関する意識を確認すること

(部科長等の責務)

第6条 部科長等は、その所掌する組織において研究上の不正を防止するため、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 科等を公正に運営し、不正が起こらないような雰囲気醸成すること。
- (2) 科室において、研究論文等に疑義が生じた場合は、その調査が適正に行われるよう、必要に応じて職員等を管理・指導すること。
- 2 部科長等は、当センターが定める研究管理及び研究成果発表に関する手続きを適切に実施しなければならない。
- 3 部科長等は、所属する職員等に対し、当センターが実施する研究倫理教育を履修させなければならない。

(職員等の責務)

第7条 職員等は、研究業務を自ら実施する者として、誇りと高い倫理性を保持し、次に掲げる事項をその研究活動の行動基準としなくてはならない。

- (1) 研究及び調査上の不正は行わない。
- (2) 研究及び調査上の不正に加担しない。
- (3) 周りの職員等に対して研究及び調査上の不正をさせない。
- 2 職員等は、必要とされる研究倫理教育を履修しなくてはならない。
- 3 職員等は、当センターが定める研究管理及び研究成果発表に関する手続きを適切に実施しなければならない。
- 4 職員等は、研究倫理責任者から研究上の不正防止に向けた取り組みに関して、指示又

は改善を求められた場合は、誠実に対応しなければならない。

(受付窓口)

第 8 条 特定不正行為に係る相談や告発の窓口を、総務課に置く。

- 2 窓口を利用する方法は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談とする。
- 3 告発を受け付けた場合、不正行為対応責任者は直ちに研究倫理統括責任者に報告し、予備調査を実施しなければならない。

(予備調査)

第 9 条 予備調査は、告発の内容の合理性や調査可能性等について調べ、本格的な調査を実施すべきか判断するものとする。

- 2 不正行為対応責任者は、予備調査を開始した日から原則として 21 日を経過する日までに予備調査を終了し、調査終了後、その結果を研究倫理統括責任者に報告する。
- 3 予備調査の結果、第 10 条に規定する本調査を行わないことを決定した場合には、告発者に通知するものとする。

(本調査)

第 10 条 研究倫理統括責任者は、予備調査の結果、本調査が必要な場合には、調査委員会を設置し、30 日以内に本調査を実施しなければならない。

- 2 調査委員会の事務局を企画情報室に置く。
- 3 調査委員会は次の者によって構成される。ただし、全調査委員の半数以上を外部有識者とし、全ての委員は告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - (1) 研究倫理統括責任者
 - (2) 不正行為対応責任者
 - (3) 外部有識者(2 名以上、岡山県環境保健センター外部評価委員会委員から研究倫理統括責任者が指名する)

(4) 研究倫理統括責任者が必要と認めた者

- 4 調査委員会は次の事項を行うことができる。
 - (1) 告発者、相談者及び被告発者等の関係者からの事情聴取
 - (2) 特定不正行為に係る資料等の調査
 - (3) その他調査に必要な事項

(認定及び措置)

第 11 条 調査委員会は、特定不正行為の有無及びその程度について、本調査の開始から 150 日以内に調査結果をまとめ、認定を行う。また、この期限内に調査が完了しない場合は、その経過や今後の見込み等を告発者及び被告発者に報告しなければならない。

- 2 認定に際して、被告発者に口頭又は書面による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、調査結果について直ちに文書により告発者及び被告発者に報告しなければならない。

4 調査委員会において特定不正行為の存在が確認され、次に掲げる措置が必要と認められた場合には、研究倫理統括責任者は自らの権限で実施できるものは速やかに措置するとともに、それ以外については所長名で関係機関や関係部署に特定不正行為の存在を報告し、措置すべき内容を協議するものとする。

- (1) 地方公務員法等に基づく懲戒処分
- (2) 研究費の使用停止又は返還等の措置
- (3) 特定不正行為を排除するための措置
- (4) その他必要な事項

(不服申立て)

第 12 条 告発者及び被告発者は、第 11 条第 1 項の認定に対して不服がある場合は、文書通知の翌日から起算して 14 日以内に研究倫理統括責任者に不服申立てすることができる。

- 2 研究倫理統括責任者は、不服申立てに妥当性が認められる場合は調査委員会に再調査させることができる。
- 3 再調査の方法は、第 10 条及び 11 条に準じて実施し、再調査を開始した日から 50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定することとする。

(告発者等の保護)

第 13 条 調査委員会の構成員は、告発者、相談者及び調査協力者が告発や情報提供により、不利益な取り扱いを受けることがないように必要な措置を講じて、職場環境の保全に努めなくてはならない。

- 2 調査委員会の構成員は、調査対象者についても特定不正行為の確認がされるまで、不正行為の隠蔽等が懸念される場合を除き、被告発者の人権や職場環境が不適當に侵害されないよう必要な措置を講じなければならない。

(悪意に基づく告発の禁止)

第 14 条 何人も、虚偽の告発、他人を誹謗中傷する告発、その他不正な目的による告発を行ってはならない。研究倫理統括責任者は、そのような告発を行った者に対して、関係機関と協議し、必要な措置を講じる。

(守秘義務)

第 15 条 調査委員会の委員及び関係者は、この規程により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第 16 条 この規程に関する事務は、総務課及び企画情報室が処理する。

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。